

会報

川如木

1993. 2. No. 11



輪島・朝市



石川県行政書士会

目 次

知事あいさつ.....	1
会長あいさつ.....	1
会務報告.....	2
新年にあたって.....	2
業務資料	
“入管法の概要について”	
北陸三県連絡協議会主催研修会資料より	8
意見箱のコーナー.....	14
会員の動き.....	14
編集後記.....	14

会報 いしかわ

年頭のあいさつ

石川県知事 中西陽一



新春を迎えるに当たり、会員の皆様方の御健勝を心からお慶び申し上げます。

昭和26年に行政書士法が制定されて以来40年余の間に、行政書士制度は着実に発展を遂げ、行政書士は、住民の間にすっかり定着した存在となりました。

これも、石川県行政書士会並びに会員の皆様方が、その職務の重要性を深く認識され、たゆまぬ努力と研鑽を重ねてこられた賜物と、心から敬意を表する次第であります。

御承知のとおり、私たちを取り巻く社会は、国際化、情報化、技術革新が更に進展し、都市型社会への移行や長寿社会の進行が著しく、多様化する住民のライフスタイルや価値観に対応していくためには、地方自治の推進と行政の一層の高度化、効率化を図っていく必要があります。

石川県におきましては、県勢の新たな振興と県民福祉の内容の豊かさを一層追求するため、21世紀に向けて、「物と心の豊かさを実感できる社会の建設」をめざして各種施策を推進しているところであります。

こうした状況の中において、官公署に提出する書類の作成や相談等の業務を通じ、住民の権利義務に深く関わる皆様方の役割は、今後ますます重要性を増していくと考えられます。

皆様方が今後ともその職責の重さと業務の公共性を十分認識されるとともに、社会の進展に対応した業務の改善に努められ、住民の権利保護を通じて、より一層公共の福祉の増進に寄与されることを期待しております。

最後に、会員の皆様方の御多幸と石川県行政書士会のますますの御発展を祈念いたしまして、年頭のあいさつといたします。

新年のあいさつ

会長 山本 雄



輝かしく素晴らしい1993年を迎え、謹んで新春のお慶びを申し上げます。会員各位におかれ

ましては、昨年にも増して本会の運営につき格別のご支援ご指導を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

年頭にあたり、役職員一同も会員各位のご期待に添えるよう一生懸命会の発展のため頑張ってお参りたいとの所存でありますので、宜しくお願い申し上げます。

さて、本年度はMRO新社屋建設のため平成 5 年 6 月を目処に事務局を移転しなければならず、その移転先を決定する重要な年であります。このことにつきましては、平成 4 年 12 月 15 日に開催されました理事会で慎重に審議した結果、副会長 3 名、部長 4 名の計 7 名で構成する特別委員会を組織することとし、そこでご審議を戴き、それを踏まえて決定したいと存じます。

どうか、酉年に際しそれに相応しいはばたきで、会の発展のため変わらざる力強いご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。合わせて会員各位のご多幸を心から祈念し新年の挨拶とします。

会務報告

○理 事 会

12月15日午後3時より輪島市ホテル高州園に於て開催し、次の事項について意見交換し本年1年の反省と平成5年度の希望について語り合った。

1. 現事務局事務所移転について
MRO事務局より開け渡しの申し出があった為（平成5年6月迄に）
2. 知事新年「互礼会」出席について
3. 平成4年度行政書士制度強調月間の部長報告
4. 県内各士業団体との懇談会の状況
5. 「会報いしかわ」「第11号」の発刊について

新年知事互礼会出席

日 時 1月2日 11時より
場 所 金沢ニューグランドホテル
(金沢市高岡町1-50)

出席者 会長以下6名

旧年の御支援を深謝し新年度に当り更なる御指導をお願い申し上げます。

新年にあたって

新年にあたって

副会長 小泉 山男

昭和26（1951）年に法制化された行政書士は、大正、明治にさかのぼっても行政代書人、代書人として制度化されていて、平成の今日におけるその存在は、立派な伝統に根差しています。

今日では、いわゆる「士業」は業務の内容によって、分類されていますが、多様化された時代において、法律により厳然として認められている行政書士は、その身分、地位を自覚し、切磋琢磨し、品位をもって社会的責任を果さなければなりません。

近時、新たに外国人の「出入国事務における申請取次制度」にも特定の手續を経て法務大臣の承認を受け、関わり得ることになったことも、国際化社会に対応する行政書士の飛躍の契機ともなし得るのではないのでしょうか。行政書士業務の発展に微力ですが尽くしたいと思っています。

新年に想う

総務部長 山本 権

1. 今から30年程前の事であるが私の長男が石川製作所に入社した時の社長の「ことば」「今日の成功は明日の成功にあらず」、今でも時々良い「ことば」を戴いたと思っております。

古いことわざに「一日再びあしたなり難し」「一難去って又一難」「石の上にも3年」

2. 年末における

① 皇太子殿下の記者会見

結婚について、「あったかもわからない、しなかったかもわからない」、年が明けたらパッと桜の花が咲いたよう。

② 貴花田関と宮沢りえさんの記者会見

記念に贈られた品物は
貴花田関「私の収入の範囲で買う事が出来るものです」

宮沢りえさん「どんな億万長者より戴いた品より大切な物です。」

当意即妙 此の二人なら立派なカップルになると関心した一人です。今はアレコレ、マスコミが騒いでいるが大切に见守ってやりたい。

破局を喜ぶような記事はやめてほしい。

3. 新年のテレビを見て

1月10日(日)の関口宏のサンデーモーニングでイラクのミサイル撤去について「ケントギルバート氏」いはく、ミサイルは無くなったわけではない其の内に日本に請求書が来ます。日本人心せよ

4. 新聞を見て

① 「ウチの辞令 ヨソの事例」

何か種々考えさせます。

② 電柱の有るところにはお客さまがいる
「一朝一夕の故にあらず」
「窮すれば通ず」

③ 佐川の五億円を国民が返そう

これを見た札幌市の一女性から「皮肉とまじめ半分の面白いアイデア」、老人も世直しの行動に参加出来ると思えば82才の血が燃える。

20万円やそこらではなく国民から募金をつのり佐川にさし上げよう。佐川が受けなければ日本政府に寄付しよう。

5. 正月も種々と面白い記事がありました。

6. 私の気にかかる事

世界の化学者よ、物理学者よ、生物学者よ、真剣になって考えてほしい。

「地球が軽くなったらどうなるか」

「太陽から離れだしたらどうなるか」

(山本リンダの私はもう止まらない)

地球の砂漠化、人類滅亡になりかねない

新年の抱負

業務指導部長 埜田 外一

平成5年の年頭にあたり石川県行政書士会並びに会員の皆様方と共にさらに業界発展のために努力してまいりたいと決意しております。

私は行政書士会に入会して行政書士として業務を開始して18年目にあたります。あくまで専業として今日迄に私なりにがんばってきたつもりです。現在では業務を通じていろいろと考えていたことを実行に移す時と思っております。私達の職域の拡大については今迄に議論をよんできましたし、業種も非常に多

くそれぞれに専門知識が要求される部門ばかりです。しかし共通した問題をかかえることが多くあります。

私の経験をとおして感じることは仕事として依頼者にこたえていくだけのプロとしての実力をまず身につけるべきであると思います。まず仕事をとおして法律的意義等、十分に書類の内容についても熟知していかなければいけないと思います。資格のみでは仕事を完遂させ代償としての報酬をとの虫の良い話はありません。又依頼者との信頼関係を深めるには依頼された仕事を責任をもってやりとげることであります。

本会において昨年は幸いにも件別報酬額標準表が作成されたことであります。一件の報酬の額のメドも会員に徹底されたことにより仕事に対するファイトも生まれてくると思います。又本会と有志による新聞広告を出すことが出来ました。この一件をみてもかなり業務に専念されている会員の意見が反映されるようになりよこんであります。

この気運を今年度はさらに推進してまいりたいと思います。

私達会員の業務を推進するための専門別にそれぞれの研修会を数多く実施することが良いと思いますしぜひ実施に移すべきです。

それぞれの専門業務別に各々がプロとしての実力を身につけると共に関係当局との交流を深めていくことが大事だと思います。

たとえば建設業関係の例をみますと、建設業の許可申請の外に年一度実施される経審等の書類作成があります。業務に専念していく人が多くなれば将来は行政書士会が事前審査を行うことを県に申し入れていけば、仕事の量も増えてくると思います。

又外国人の入国、在留手続き研修を通して与えられる取次行政書士の資格を十分に生かして業務につなげる専門業務として推進していくべきだと思います。

今年「まず実行を」をモットーに業務の内容充実と共に拡大にチャレンジして一歩前進の年にしてまいりたいと思います。

更なる発展を目指して

広報部長 藤井 國穂

明けましておめでとうございます。日頃は何かと広報部にたいしてご支援ご協力を賜り誠に有難うございます。厚く御礼を申し上げます。

昨年は、強調月間に呼応して新聞紙上に本会としては初めて大々的な広告を掲載し、各支部においても許認可手続きの無料相談会を実施するなど多彩な活動を繰り広げ有意義な一年であったと思います。今年は、益々広報部の活動が重要な意義をもつ年であると肝に命じなければと思っております。

一方、広報部の重要な仕事の一つに会報の発行があり、公約どおり年3回の発行ができたとはいえまだまだ内容的には充分だとはいえません。会報が担う役目は会員の血や肉となるようなものでなければならず、船の羅針盤のように絶えずその方向を示すものでなければなりません。会員の手元に届くとすぐにゴミ箱に入るようなものであってはならず、行政書士が抱える悩みや問題点を見据えて職域の確保拡大に繋がるような尖鋭的な役割を果さなければと思います。

又、広告についても新聞紙上だけでなくそのほかの広告メディアについても考えなければ

ばと思います。例えば、町角の電光ニュース、交通機関による宣伝、テレビ、ラジオ、ミニコミ紙、立看板等。日常的で広範な持続性のある広報活動が要求されると思います。勿論、会員一人一人が広告マンとなって行動されることも重要であり、特に、官公署の窓口への対応は重要です。地道に役所への折衝を続けることが必要です。このことについては、広報部としても何等かの対策をたてなければと考えております。

更なる発展を目指して広報が負う課題は山積しており、会員の方々の強力なご支援とご協力がなければ到底達成は困難と思います。

今後とも宜しく願いいたします。

昨年を振り返って

輪島支部長 今井 孝次

明けましておめでとうございます。

昨年を振り返りますと、国際的にも、国内的にも大きな動きのあった年でした。冷戦時代の終結・日本の果たすべき国際貢献の在り方を巡ってのPKO論議、バブル崩壊による経済不況・共和・佐川事件、そして金丸「上申書」問題等が連日マスコミを賑わせ続けた年でした。とりわけ印象に深かったのは「金丸議員の辞職」であったとおもいます。主権者である国民の声に抗し切れずに自民党副総裁でさえ議員を辞さざるを得なかったという事実です。又経済下降低迷のまま年越し好転の兆しは今後においても急速に進展することは予測することができないといわれております。

このような社会環境の中で、行政書士の業務も減速し、昨年の取扱い事件数は低減致しました。このようなとき行政書士としてこれ

に対応するにはどうすれば良いのか、現状では、行政書士の職域は「非行政書士」に侵害され、会員の生活権が著しく脅かされているということでもあります。平成3年までは「ニセ行政書士排除月間」として実施されていた行事は、昨年から「行政書士制度強調月間」と名称の変更をし、10月1日から1ヶ月間実施され、本会は勿論各支部でも「許認可申請無料相談」各自動車販売会社などへの「車庫証明業務の依頼・官公署を訪問して「窓口規制」の依頼等を行われたのでありますが、官公署の職員ですら行政書士業務についてほとんど知らず、まして一般住民については、まったく関心がない状況であります。そこで行政書士制度の存在及びその業務内容のPRが大切であります。

当支部では、支部会員名簿を作成し、業務内容を併記し、また各士業法（司法書士・調査士・行政書士法）の業務並びに業務の制限条項を抜粋し、配付したことは、非常に効果がありました。なお、石川県では平成3年に各仕業間で連絡協議会が発足したと聞いています。この団体は各士業のトップが出席して、情報の交換と職域を尊重しながら連帯と交流を深める目的で開催されるものであり、本会からも理事が世話人となって昨年も会合がもたれたとのことでもあります。会員はこの会合に期待をもって応援しようではありませんか。

酉年の新年にあたり、昨年の行事等を振り返り、今年も職域の確保に励みたいものであります。平成5年新春にあたって。

新年にあたって

七尾支部長 高位 孝一

皆様明けましておめでとうございます。元気で新年を迎えられたことと存じます。人生は短いようで長い道のりで、平穩無事に歳を重ねることができれば、それ自体大きな喜びであります。本年は、皆様にとって飛躍するよい年であるようお祈りいたします。

さて、年頭にあたり皆様にご挨拶の機会を得たので一言申し上げさせていただきます。

前年は経済の不況で大変な年でありましたが、平成5年は癸酉で経済は前半は芳ばしくないが後半は良くなると易学者は申しております。我が行政書士業界をながめると、ご多分に洩れず他士業界や医師会に見られるように会員数の増加に伴う業務のアンバランスが解消されることがなく構造不況業種と診断されております。今こそ構造不況の原因を根本的に追求し、利益の増加が計られるべき時ではないだろうかと思っております。この構造不況から脱却するためには業界が一体となって取り組む必要があると思えます。そのため、第一に人材育成事業であり、頻繁に会員或は職員の研修を行い行政書士能力の向上をはかり、広帆な知識の持ち主であることが望まれます。第二に生産性の向上であります。会員が現在の環境に甘えないで相談件数や処理件数の向上を計るとともにMS業務の拡大をはかり利益の追求をはかるいわゆる知的生産性の向上が望まれます。第三は、自己の変革であります。換言すれば、自己の業務に関しては常に創造性が必要であるが、他事務所の見学、又は識者の講演を聞き改善の要否をはかり、必要な場合は速やかに対応することが望まれます。以上は日頃思っている一片を述べたが、論ずれば長くなり紙数に影響するので、このあたりで終筆させていただきます。

今我が業界にもとめられるのは縄張り争いや、名誉を求める指導者ではなく、真に会員の業務拡大のノウハウを会得させるような指導者の台頭が望まれる所以であり、そうして酉のように雄々しく羽搏くような年になることを念願してやみません。

強力な団結を

金沢支部長 藤井 國穂

おめでとうございます。皆様方には日頃お世話になりありがとうございます。

10月の強調月間中に許認可手続無料相談会を実施し成功裡に終了したことについては、前号の会報でご報告した通りであります。今後とも継続して実施していきたいと思えます。又、市役所の中に常設の相談コーナーを設けることについても引き続き折衝を重ねたいと考えております。

従来、強調月間中の役所訪問は役員の方々だけで行っておりましたが、今年からは一般の会員の方々にも広く呼びかけて実施してはどうかと思っております。大挙して訪問するほうがより効果的ではないかと思えます。

経営事項審査の集合審査に関して、一般の集合審査日とは別に行政書士の集合審査日を設定していただきたいという会員の要望があり、金沢土木事務所と交渉した結果12月24日にその日を設定して戴きました。準備不足の点もあり効果の程は今一つでしたが、今後は事前に取り組めばかなりの成果が期待できるものと思えます。

今年、県内に限らず他府県の行政書士会の各支部の活動状況の視察を実行したいと思っております。そのことを通じて更に新し

い歴史を築き上げ、将来の礎になればと思います。又、県内の各支部との交流を促進するうえからも合同で何かの行事ができないものかと考えております。例えば、定時総会を合同で実施する。総会そのものは別々に開催するが、その後の懇親会などは合同でできれば、日頃余り顔を会わすことのない会員同志にとって情報交換や抱える問題の解決などの場になるのではないかと思います。

どの程度実施できるかは分かりませんが、前向きに行動することが必要であると思います。そのためにも会員の方々の強力な団結と協力が是非とも必要であると思います。

新年のあいさつ

加賀支部 浅井 廣史

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様のますますの御発展を願っております。日本の経済はどうも今一つ先行きが明るくありませんが、逆にこの時期に大躍進する企業家もおり世の中うまくできているなど思ったりもしております。世の中は一つの価値だけで動いているわけではありませんから見方を変えれば以外な発見があったり、今までの疑問が解けたりします。問題を解決するとき、既存の「問題解決マシーン」では十分な解答が得られないときは、そのマシーンに固執せずに自由な発想から再考しなければなりません。そして行動してやっと及第点。こうしてみると重要なことは「自由な発想と行動力」ということですが、実はこの二つを実現するには大変なエネルギーを必要とします。自由な発想は、座して居っても出来ませんし、「自由な発想を可能にする本」を読ん

でも効果の程はいま一つ。私が思うには日頃的生活スタイルの中でいろいろな情報が目の前を通り過ぎるようにしておくことが大事であり、また興味のある情報は取り出し可能な状態になっていなければならないと思います。そして取り出した情報を構築して、これは正しいと確信できてはじめて次のステップの行動となります。後は行動と再考が交互に来たりしますが、自由な発想の原初的発言はこのようなものだと思います。自由な発想のためにこれだけの努力をようしますが、これは個人の心がけで可能なものです。一番やっかいなものは行動することです。行動することによって他人の利益に干渉したり、自分の利益に相反する結果が出たり、特に組織に属している場合は苦しい選択を迫られます。自分の意に従って敢然と行動するか、自分の意に反する行動をとり、日々釈然としない生活を送るか。まったく人の世はままならないの一言です。たいていの場合、行動できない理由は考え挙げて、自分を正当化して何もしない自分を慰めているように思います。しかし行動するには機会が重要ですから、ここぞと思ったときは、勇気をもって行動しないと人生において後悔の山を築きかねません。そこでやっと新年にあたっての抱負……自分の色を出し、それを実行すべく勇気をもって決断すること。

会員の皆様もそれぞれ、自分の色をお持ちになっていると思いますが、それをキッチリ出してこそ事務所も差別化され自分の立つ位置が確保するのではないのでしょうか。今年は自分のイズムを出し、若干暗めの社会を自分の色に染めてみてはいかがですか。個性あふれる人々の活力ある社会を夢みて新年の御挨拶と致します。 乱文失礼

業務資料

入管法の概要について

北陸三県連絡協議会研修会資料より

11月19日東京サンケイ会館において第4回出入国管理事務研修会が開催され、その研修会に対応する意味で金沢郵便貯金会館においても、11月17日、北陸三県連絡協議会の主催で“外国人の入国・在留手続き研修”と銘打って研修会が開催されたが、ここでは、北陸三県連絡協議会の研修会資料から紹介することにさせて戴いた。

1. 外国人の入国

- ・外国人：日本国籍を有しないもの、無国籍人は外国人であるが、日本国籍をもつ二重国籍者は外国人ではない。

・上陸手続

上陸審査…7条

有効な旅券・有効な査証・活動が虚偽でなく、在留資格、在留期間がその基準に適合し、5条の入国拒否自由に該当しないこと。(例外あり)

→上記の条件に適合すると認定したときは、入国審査官は上陸を許可する。(旅券に上陸許可の証印をする)…9条

このときに、在留資格と在留期間を決定し、これを明示する。

但し、再入国許可を受けたもの、難民旅行証明書をもっているものは不要。

上陸の特例

1. 寄港地上陸許可…14条
〔船舶等の長もしくは運行する運送業者〕
- 2-1. 通過上陸許可…15条1 (観光通過上陸許可) 船舶のみ
〔船長もしくは運行する運送業者〕
2. 通過上陸許可…15条2 (周辺通過上陸許可)
〔船舶等の長もしくは運行する運送業者〕
- 3-1. 乗員上陸許可…16条1
〔乗組船舶等の長もしくは運行する運送業者〕
2. 乗員上陸許可…16条2 (数次乗員上陸許可：定期路線の乗員)
16条2-1 定期入港の船舶
〔乗組船舶等の長もしくは運行する運送業者〕
16条2-2 定期航空機 (15日以内に同一航空から出国)

〔運行する運送業者〕

4. 緊急上陸許可…17条（病気治療等のため）
〔船舶等の長もしくは運行する運送業者〕
5. 避難上陸許可…18条
〔救護事務を行う市町村長、救護した船舶等の長、避難船舶等の長、避難船舶運行の運送業者〕
6. 一時庇護上陸許可…18条2
〔外国人本人の申請による〕
「人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員、政治的意見、その他性別、年齢、出生、門地等を理由に、その生命、身体又は身体の自由を害されるおそれのある領域から逃げてきた者」に該当すると思われる外国人にのみ許可される。
(俗に言う経済難民はこれに該当しない。)

2. 外国人の在留

日本における活動の制限…19条1

1. 別表2の資格（身分・地位により在留が認められている資格）以外の在留資格で在留が認められているものは、認められた活動以外の報酬収入を得る活動をしてはいけない。

資格外活動許可…19条2

1. 在留資格で定められた活動に属さない収入を伴う（報酬を得る）活動を、本来の活動の遂行に阻害しない範囲で行うときは資格外活動の許可を受ける必要がある。
(手数料は無料)

※ 次の活動は業として行わないのなら許可不要

- ・ 講演、講義、討論その他これに類似する活動、助言、鑑定その他これに類似する活動、小説、論文絵画、写真、プログラムその他の著作物の制作、催物への参加、映画又は放送番組への出演その他これに類似する活動に対する謝金、賞金、その他の報酬
- ・ 親族、友人又は知人の依頼を受手その者の日常家事に従事することに対する謝金その他の報酬

就労資格証明書…19条の2（手数料500円）

1. 在留する外国人から申請があれば、その者が行える収入を伴う活動等を証明した証明書を交付することができる。

不法就労助長罪…73条の2

1. 事業活動に関し、外国人に不法就労させた者、この目的のため自己支配下におい

た者、またこれを斡旋した者は、3 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金に処せられる。

在留資格変更…20条（手数料4,000 円）

1. 今までに在留許可を受けている活動を中止し、新たな活動を行う場合、又は、身分・地位が変更した場合は、在留資格変更を申請できる。

但し、短期滞在者は原則として在留資格の変更は許可されない。

在留期間更新…21条（手数料4,000 円）

1. 許可された活動を許可された在留機関を越えて、行おうとするときは、在留期間更新を申請できる。

永住許可申請…22条（手数料8,000 円）

1. 永住者への資格変更を希望するものは永住許可申請を行うことができる。

在留資格の取得

1. 日本国籍の離脱、又は出生その他の理由により上陸手続なく日本に60日を越えて在留する外国人は原因発生の日から30日以内に在留資格取得の申請を行わなければならない。…22条の2

（60日以内に出国する人は、在留資格無しに在留できる）

2. 一時庇護上陸許可を得て上陸した外国人も別表1又は別表2の上欄の在留資格を取得することができる。（上陸許可期間内）…22条の3

3. 再入国許可申請…第26条

1. 在留する外国人がその在留期間内に一度外国に出て再び日本に入国する場合、再入国許可を申請することができる。

（一時庇護上陸許可を得て在留する外国人も再入国申請をすることができる。）

原 則

1. 再入国申請の日から1年以内で、且つ在留期間内であること。
2. 出国先で、相当の理由にてその期限までに再入国できないときは、日本国領事官等において1年を越えず且つ、当該再入国許可の日より2年を越えない範囲内で延長を許可することができる。

許可権限は法務大臣にあり日本国領事官等は委任業務…26条5

例 外

特別永住者は再入国許可の日から4年以内、また、その期限内に再入国できないときは、あと1年5年を越えない範囲内で延長を許可することができる。

→特別永住者は在留資格の平和条約関連国籍離脱者の子（旧日本領であった朝鮮半島および台湾の人で、平和条約発効により日本国籍を離脱した者の子として日本で出生し、引き続き日本に在留する者）の場合、単に「永住者」となっている場合もある。

在留資格「永住者」の中には特別永住者と普通の永住者がある。

※ 特別永住者のしての資格を有するものは4年の再入国許可申請ができるが、普通の永住者は1年しかできない。

2. 1次再入国許可（手数料3,000円）

1回入国すれば後は失効する。

3. 数次再入国許可（手数料6,000円）

許可期限内なら難解でも再入国できる。（但し、不相当と認めるときその者が日本に居る間ならば取消す事ができる）…26条1、6

4. 再入国許可証

旅券を所持しないもの、旅券を取得することができないものに再入国の許可を与えるときは、これに押印する。入国する場合に限りこれは旅券とみなされる。…26条2、7

4. 在留資格認定証明書交付申請手続（招へい手続）

1. 査証（VISA）事前協議に基づく査証申請

今までなら査証事前協議により先ず、在外日本領事官等に査証申請を提出し、その種類が日本の外務省経由で、法務省そして入管局において日本側招へい人等の調査を行い、その結果を逆のルートで在外日本領事官等に送り、それに基づき、領事館が査証を入国予定者の旅券に押していた。

2. 在留資格認定証明書の提示による査証申請…7条の2

今回の法改正により、先ず日本側の招へい人又は本人が管轄入管局に在留資格の調査を申請し、入管局から「在留資格認定証明書」の交付を受けます。この証明書を在外領事官等に提示すれば、原則として入国の査証を旅券に押印してくれます。（査証をくれるわけではなく、査証は領事官等の権限で処理されます。つまり、証明書を提示しても査証をもらえない場合もあります。）

この証明書は発行の日より3ヶ月以内に入国する場合のみ有効です。（在留資格認定証明書の交付手数料は無料です。領事官等での査証申請は当然有料です。）

3. 短期滞在、査証免除及び在留資格認定証明書

短期滞在は、「滞在期間がおおむね90日以内であって、日本で職業生業又はその他報酬を得る活動に従事しようとするものでないこと」という制限があり、観光、スポーツ、親族訪問、見学、講習、会議への参加等がある。（在留期間は15日もしくは90日）

短期滞在に関するものは在留資格認定証明書の対象外である。

査証免除条約がある国の国民は短期滞中に該当する活動のために日本に入国する場合には、在外領事官等で査証をもらう必要がない。

(査証免除条約があっても、短期滞在に該当しない活動…報酬を得る活動等…を日本において行うには、査証が必要であり、各在留資格に関して在留資格認定証明書の交付を申請できる。)

5. 外 人 登 録

1. 旅券等の携帯義務…23条

在留する16才以上の外国人は常に旅券または上陸許可書などを携帯しなければならない。

但し、外国人登録法による外国人登録証明書を携帯する場合は旅券等の携帯義務はない。

2. 外国人登録証明書

1. 外登法上の外国人…外登法2条

日本国籍を有しない者で、仮上陸許可、寄港地上陸許可、通過上陸許可、乗員上陸許可、緊急上陸許可、遭難による上陸許可を受けたいもの以外のものをいう。(一時庇護のための上陸許可を受けたものは外国人となる)

2. 新規登録…外登法3条

日本に上陸した外国人は90日以内に、日本において外国人となった者は60日以内に居住する市町村に登録申請をしなければならない。(90日以内に出国するものは申請しなくてもよい)

申請書1通、旅券、写真2枚が必要(16才未満は写真不要)

原票登録事項…外登法4条

登録番号・登録の年月日・氏名・出生年月日・男女の別・国籍・国籍の属する国における住所又は居所・出生地・職業・上陸した出入国港・旅券番号・旅券発行年月日・上陸許可年月日・在留資格・在留期間・世帯主の氏名・世帯主との続柄・勤務先又は事務所の名称及び所在地・市町村長の職氏名
指紋の押なつ…外登法14条

16才以上の者は登録申請に際し、指紋の押なつが必要。

(1年以内の在留期間をもって在留する者は押なつ不要。但し、期間更新により1年を越えて在留することになれば必要となる。)

3. 引 替 交 付

登録証明書が著しく毀損、汚損した場合、古い証明書と引換に新しい証明書の交付を申請できる。…外登法6条

また、変更事項欄の全部が記載された場合や、変更事項は「氏名」若しくは「国籍」の場合には、所属する証明書を返納させ、新たに証明書を交付する。…外登法7条

- 申請書1通、旅券、写真2枚が必要（16才未満は写真不要）
4. 再交付…外登法7条
紛失、盗難、滅失により証明書を失った場合、事実を知った日から14日以内に再交付の申請をしなければならない。
申請書1通、旅券、写真2枚が必要（16才未満は写真不要）
5. 切替交付…外登法11条
登録を受けた日後5回目の誕生日から30日以内に登録事項確認のため申請する。
申請書1通、旅券、写真2枚が必要（16才未満は写真不要）
16才に達した者は、（5回目の誕生日前でも）その日から30日以内に登録事項確認の申請をする。（証明書に写真を貼るため？）
申請書1通、旅券、写真2枚が必要
6. 登録証明書の返納…外登法12条
再入国許可を受けて出国するときや難民旅行証明書の交付を受けて出国するときは返納しないが（また日本に戻ってくる前提のため）、その他の場合は出国港の入国審査官に返納する。
外国人でなくなった場合は、また、死亡した場合は、14日以内に居住地の市町村に返納する。
7. 登録証明書の常時携帯義務…外登法13条
16才以上の外国人で登録証明書の交付を受けている者は、原則として常に携帯する義務がある。

6. 申請取次行政書士の取次業種

取次は、代理人でなく本人に代わり、下記手続を取次ぐだけです。

1. 在留資格変更許可申請手続
2. 在留期間変更許可申請手続
3. 資格外活動許可申請手続
4. 就労資格証明書交付手続
5. 再入国許可申請手続
6. 永住許可申請手続

但し、上記に関しても「外交」、「公用」、「就学」、「研修」、「興行」及び「特定活動：家事使用人として活動を指定されているもの」の在留資格に関するものは対象外で取り次ぎはできません。また、在留資格認定証明書交付申請手続きに関しても取り次ぎはできません。（ただ取り次ぎができないだけで申請人本人の出頭を前提とした提出書類の作成は、「行政書士」なら誰でもできます。念のため）

意見箱のコーナー

新年にあたっての抱負

松野清七郎（輪島支部）

一昨年（平成 4 年）の台風 19 号は、434 年前の弘治 3 年（1557 年）以来の台風で、特に能登地区では大被害をもたらした。

輪島市は 150 億円を超える被害額である。輪島測候所の風速計がひん曲がって、風速 57.3m 各地の最大瞬間風速は、青森 53.9m、秋田市 51.4m と軒並み観測史上初めての強い風を記録している。

その中でも山林の被害がひどかった石川県の県木である档がひきちぎられている、杉は先端から根元までさけている。

台風でこれ程ひどい被害は初めてである。

档の一斉林は 100% の被害、門前町浦上から輪島市の鴻巣（こうのす）までの 30km の区間、樹令 50 年から百年木（最も生産価値のある樹令）輪島塗の木地、住宅材として柱、オビキ鴨居、そして土台丸太と木材では最も硬度の強い材として利用されている。金沢の一部の地区では档材はネザレて住宅材としてはだめと云う人達もいるが認識不足もはなはだしい。

この被害を受けた山林、昨年は素材生産して売却、今年は植林の年である。台風の被害から 3 年目でようやく植林出来る様になった。台風の教訓である杉と档の混植林として植林する年である。

激甚災害の指定により有利な植林補助金を活用して植林をします。

植えておけば「土」が育ててくれる。

又、10 年程手をかけてみよう。毎年 5 月の

連休は木おこしで休み無しか。

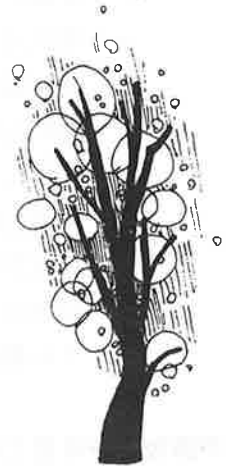
治山治水そして明日の住宅材を育てるしか道が無い。いつの日かおらが家の柱になろう。

会員の動き

廃業

武部守男（平成 4 年 11 月 30 日 廃業）

金沢市尾張町 2 丁目 11-26



編集後記

元日は雪もなく良い天気恵まれ、好調な 1 年のスタートとなりました。さらに皇太子妃内定のニュースも飛び込み、暗い景気低迷の気分を吹き飛ばしてくれました。11 号の発刊も順調に進み、これからは業務資料等も掲載しより充実した会報を心がけたいと思います。“初心忘るべからず”の言葉を忘れず明るい 1 年にしたいと一同張り切っております。

(S. M)

M E M O

Horizontal dotted lines for writing.

